

あなたの意見を市政に！

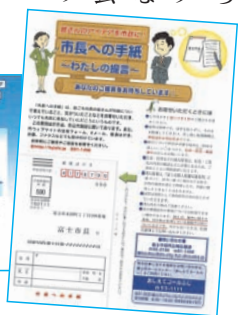
市長への手紙

「市長への手紙」は、日ごろ市民の皆さんが市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、いつでも市政に参加していただくというものです。

ご意見・ご提言をお寄せください

専用はがき (送料無料)

各地区まちづくりセンターや図書館など、市内各公共施設にあります。



市ウェブサイト

「くらしと市政」ページ内の「お役立ち情報」にある「市長への手紙」をクリックすると、専用フォームから送信できます。

Eメール

kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp

ファクス

(51) 1456

通常のはがき、封書で郵送

〒417-8601 富士市役所

「市長への手紙」宛て

※専用はがき、市ウェブサイト以外で



提言する場合は、「市長への手紙」と明記してください。

お願い

○1通につき1件のご提言をお書きください。

○個人的な中傷は、ご遠慮ください。

○回答が必要な場合は、「回答を希望する」ことを明記してください。

○市の業務以外の内容については、原則、回答できませんのでご了承ください。

○回答をする場合、市長の了承を得た後、担当部署から文書・Eメール、電話・面談などで回答します。住所、氏名、電話番号を明記してください。
※個人情報はいただいたご意見とともに担当部署に伝えますが、連絡手段や統計処理以外には使用しません。また外部に漏れることはありません。

問い合わせ

広報広聴課

☎(55)2736 FAX(51)1456

増額

老齢基礎年金



知って得する!

過去10年以内の免除・納付猶予期間の納付ができます

国民年金
あれこれ

年金増額のチャンス!

国民年金保険料は、「追納」することで、将来受け取る年金額をふやすことができます。

「追納」は、過去10年以内の免除・納付猶予期間にさかのぼり、古い国民年金保険料から順番に、または一括で納めることができます。

■保険料を追納するメリット

・老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)を増額することができます。

■追納の対象になる期間

申請により、国民年金保険料が免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予(若年者納付猶予制度・学生納付特例制度)されている期間

※一部免除(4分の1・半額・4分の3免除)期間は、納付をした期間のみ対象。

注意

- ・平成24年度以前の保険料には、当時の保険料に一定の加算額がつきます。
- ・保険料は、最も古い分から納めていただきます。
- ・既に老齢基礎年金を受け取っている人は対象外です。

後納制度の利用期限はあとわずか!

過去10年以内の納め忘れた国民年金保険料は、平成27年9月までに限り納めることができます(10月から新たな後納制度が始まる予定です)。保険料を納めることで、年金の受給資格を得られる可能性があります。

※本来、納付期限から2年を経過した納付対象月の保険料は、時効消滅により、納めることができません。

詳しくは、富士年金事務所または国保年金課(市役所3階)にお問い合わせください。

これで
安心!



追納・後納の

問い合わせ・申し込み

国保年金課 国民年金担当(市役所3階) ☎55-2755 FAX51-2521

富士年金事務所 ☎61-1900 FAX64-5411 <http://www.nenkin.go.jp>